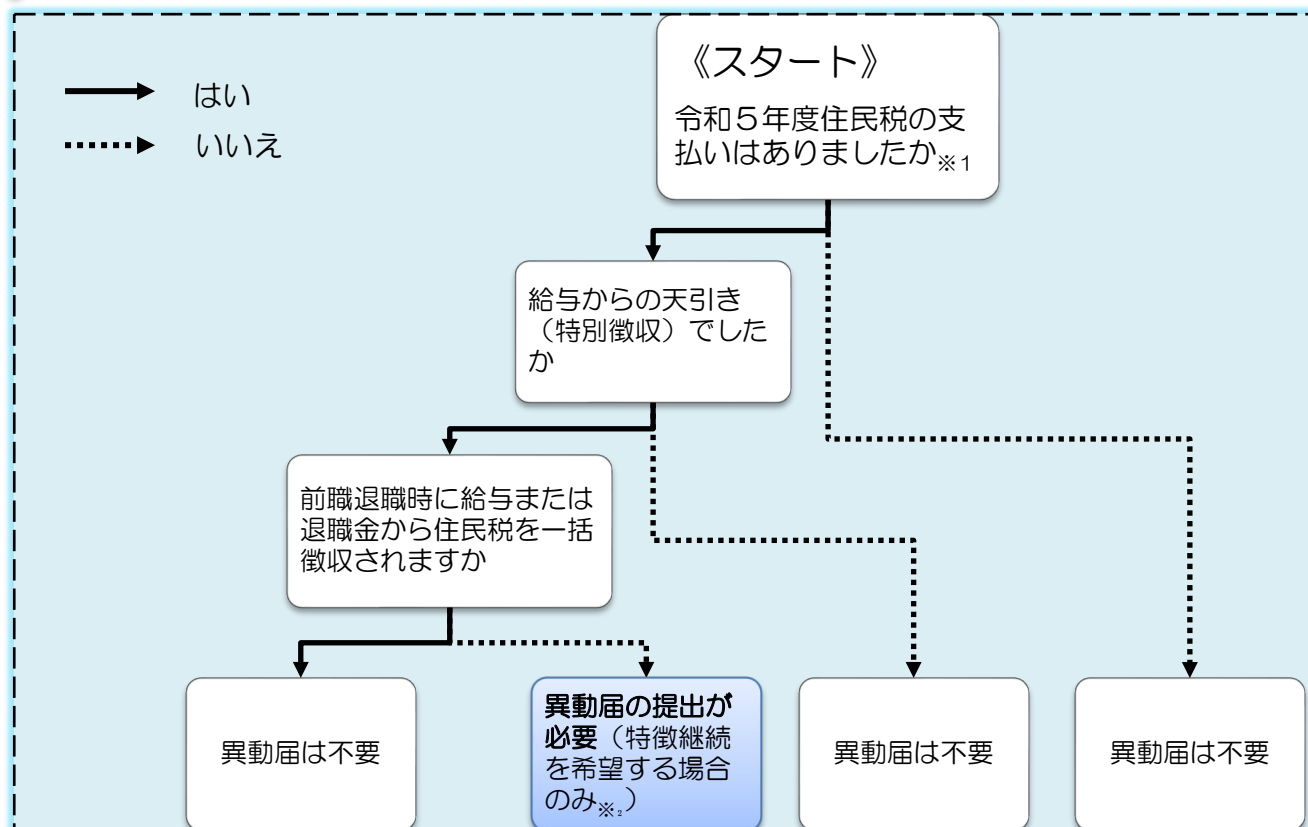


フローチャートをご利用ください



※₁ 住民税は前年の所得に応じてかかります。

※₂ 特別徴収を継続されない場合は、納付方法については、旧勤務先にお問合せください。
ご提出の際は、注意事項（前頁掲載）を必ずご覧ください。

★ 今回の特別徴収継続は、令和5年度住民税が対象になります。

なお、令和6年度の住民税については、別途、普通徴収（納付書払い）から特別徴収（給与天引き）切り替え依頼の希望を出すことができます（5月中頃各所属に通知予定）。

※特別徴収継続の異動届を提出した場合、令和5、6年両年度処理になるため、切り替え依頼は不要です。